

(表)

### 領収証書 (長門市)

口座番号	01560-1-960036
加入者名	長門市会計管理者
管理番号	
納付書番号	

  

事業年度	から	まで
申告区分		
法人税割額	円	
均等割額	円	
延滞金	円	
督促手数料	円	
納付額	円	
納期限		

上記のとおり  
額収  
日  
附  
印

(納付者保管)

### 納付書 (長門市)

口座番号	01560-1-960036
加入者名	長門市会計管理者
管理番号	
納付書番号	

  

事業年度	から	まで
申告区分		
法人税割額	円	
均等割額	円	
延滞金	円	
督促手数料	円	
納付額	円	
納期限		

上記のとおり  
額収  
日  
附  
印

(金融機関保管)

右記の金額を納期限までに納付してください。

**長門市長**

※ 証券納付の場合、証券金額の支払いがなかったときは本領収証書は失効します。

※ 納税取扱金融機関は、裏面をご覧ください。

◎ この領収証書は5年間大切に保管してください。

### (長門市) 納付済通知書

※ この用紙は直接機械で処理しますので汚れたり折れたり曲げたりしないでください。

口座番号	01560-1-960036	加入者名	長門市会計管理者
管理番号		事業年度	から
申告区分		納付書番号	
納期限		納付額	円

35211

本書のとおり領収しましたので通知します。

長門市会計管理者様  
長門市指定金融機関等  
取りまとめ店

額収  
日  
附  
印

(長門市保管)

(裏)

1 納期限までに納められない場合で金額が2,000円以上(1,000円未満の端数は切り捨て)の場合は金額につき年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

2 督促状発付の日から起算して、10日を経過した日までに完納しないときは、税法の規定により延滞処分を受けることがあります。平成26年1月1日より市税の延滞金等の割合が変更されます。変更期日以降は変更後の延滞金等の割合が適用されることとなります。変更後の割合は、以下のとおりです。

内容		本則	特例
延滞金	法定納期限を徒過し履行延滞となった納税者に課されるもの	14.6%	特例基準割合+7.3%
1ヶ月以内等	納期限後1ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	特例基準割合+1%
徴収の猶予等	事業廃止等による徴収の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮	2分の1免除(7.3%)	特例基準割合
還付加算金	長門市から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	特例基準割合

※特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合のことをいいます。

3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納  
付  
場  
所

お問い合わせ先 税務課市民税係 (0837-23-1124)